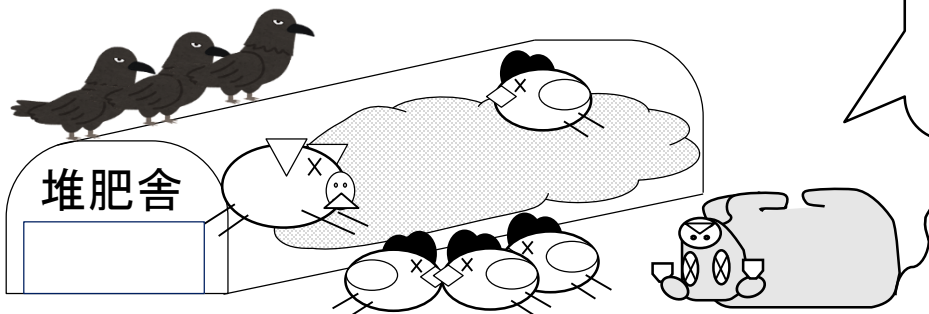


死亡家畜の処理は適正に行いましょう

全国の豚熱および高病原性鳥インフルエンザ発生農場の疫学調査で農場敷地内で家畜の死体を堆肥化していた事例が確認されています。農林水産省より下記の注意喚起がされましたのでご注意ください。

- 家畜の死体を堆肥舎等に放置すると、農場内へ野生動物を引き寄せ、野生動物に付着した病原体の農場内への侵入や農場外への持ち出しなど、病気のまん延につながります。
- 死亡家畜は産業廃棄物収集運搬業者に引き渡すまで野生動物に接触しないよう保管するなど **適正な処理**をお願いします！！

必要な許可のない施設で家畜や家きんの死体を堆肥化することは、「化製場等に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の違反となることがあります。



野生動物を
引き寄せないよう
適正な死体の
保管・処理
をしましょう！

滋賀県家畜保健衛生所

(本所) 近江八幡市西本郷町226-1
Tel: 0748-37-7511, Fax: 0748-37-4821
緊急携帯: 090-3613-7486

◆ (北西部支所) 高島市今津町弘川249-1
◆ Tel: 0740-22-2145, Fax: 0740-22-6681
◆ 緊急携帯: 080-6176-8052